

氏 名	太子堂 正 称
学位(専攻分野)	博 士 (経 済 学)
学 位 記 番 号	経 博 第 329 号
学位授与の日付	平 成 20 年 3 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	経 済 学 研 究 科 経 済 シ ス テ ム 分 析 専 攻
学位論文題目	ハイエク「道徳哲学」研究序説

論文調査委員 (主 査) 教 授 田 中 秀 夫 教 授 根 井 雅 弘 准教授 竹 澤 祐 丈

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は広範な学問分野にわたり壮大な自由主義の社会哲学を構築した後期ハイエクの思想を、自然法思想の伝統との関連で「道徳哲学」として把握しようと試みた意欲作である。全体は4章の本文に「はじめに」と「おわりに」が加えられている。

第1章は、ハイエクの思想の核となっている「自生的秩序」の思想と、スコットランド啓蒙思想家の代表であるヒューム、スミスの正義論の関係を掘り下げている。彼らは所有権を中心とする正義こそ社会秩序を支えるもので、決定的に重要とした。ヒュームは正義を人為的徳、スミスは自然的徳としているから、両者は一見異なる立場に見えるが、両者ともに社会制度が人間の意図を超えて、自生的に形成されるという歴史的視点をもっており、この共通性の方が重要である。設計主義を退け、反合理主義的視点から自生的秩序に自由を基礎づけようとしたハイエクは、両者を継承した。社会正義を直接的に人為で達成しようとする幻想を隷従に導くものとして批判したハイエクが重視したのはノモスの法である。ハイエクは、広義のノモス概念のなかに意図的な制定によるテシスと習慣的な形成による狭義のノモスを区別した。ノモスは人間の正義感覚から習慣的に形成される。ノモスに基づく社会秩序コスモスも、テシスから生まれる設計的秩序タクシスも、ともに必要だが、重要なのは序列である。前者が優位する社会が自由な社会で、そこに自然法的伝統の継承がある。

第2章は、ハイエクの思想を自然法思想として詳細に解釈する。ハイエクは、歴史的な累積過程を経て、正義感覚から「意見」が形成され、意見がノモスの発見を導き、ノモスからテシスが生まれるとする。ハイエクの法思想はこの三層構造をなす。この階層構造はスアレスからスコットランド啓蒙に受け継がれ、ヒュームによって自然法思想が世俗化・経験化された。ヒュームにおいては、家族社会→部族社会→市民社会の段階を推進するのは、共通の利害感としての意見、コンヴェンションである。ヒュームの「意見」は人為よりむしろ自然に近く、自然と人為の二分法が克服された。ヒュームのこの第三の範疇としての自然法、自然概念がハイエクに継承されたとし、ハイエクの法実証主義批判を自然法思想の観点から検討している。

第3章は、ハイエクの法の概念、立法論・立法者論を分析する。法を意味するノモスもテシスも元は人為を意味した。後者は人間の設計によるが、前者は人間の行為の結果ではあるが設計の結果ではない。ハイエクは、ノモスは裁判官によって発見される自由の法であるとする。裁判官が発見するノモスは、人々の共通の意見であり、慣習であり、人々の期待の最大的一致をもたらす。ノモスは私的領域を保護するから自由の法である。こうしてハイエクはノモスを私法、テシスを公法に対応すると言う。憲法は公法であり、組織のルールとしてテシスである。私法がノモスとして公法としての憲法に優越すると言う。多くの憲法に規定されている権利章典はノモスであるから、これは単純化である。ハイエクは、テシスを制定する議会を立法者とするだけでなく、裁判官もノモスを発見する立法者とする。ハイエクは、さらに三種類の法を区別する。第一に、遵守されるが言語に表現されない正義感覚、言語感覚、第二に、大雑把に言語表現され、以前から遵守されている行為のルール、ノモス、第三に意図的に文章表現されるテシスである。第一の例にフェア・プレイの精神がある。これはメ

タ・ルールだとすれば、ノモスの法はゲームのルールに対応する。第一の法は世論、意見であるが、これが第二のノモスを規定し、ノモスは第三の法、テシスを制限する。

第4章では、ルールがいかにして発見されるのかを検討する。ハイエクの秩序概念は、自然法学を継承するもので、三層構造からなり、ルールの進化を自生的な、意図を超えた過程として把握した。そこで理性、知性がどのような役割を果たすとされているのか、研究者の間で争われてきた。いかにして裁判官は社会の意見・世論から法を発見するのか。発見される法の基盤は何なのか。論文「抽象の第一義性」がこの問題を扱っている。抽象観念は個別具体的な経験に優先する。意識的経験は分類による重ね焼き *superimposition* であって、人間精神には多様な刺激を認識する鋳型がある。これはロック的ではなくカント的である。法は、熟慮によって設計されるのではなく、アプリアリに存在する正義感覚に基づく。正義感覚は世論として存在するので、世論を手がかりとして裁判官は社会のルールを内在的に批判して、ルールに整合的な法を発見するのである。それは長期的な過程で、法もまた漸次的に確立される。このようなハイエクの自然主義的法概念は批判的實在論に接近したものである。

論文審査の結果の要旨

本論文は1960年代以降のハイエクの社会哲学を直接の対象に設定して、それを自然法学との関連において、把握しようとした意欲的なものである。ハイエクが17、18世紀のイングランドの慣習法思想、スコットランド啓蒙の歴史的な文明発展論に深く親しんでいることは周知の通りだが、著者はそれにとどまらず、ハイエクの社会思想を自然法思想と深く関連したものととして解釈する。ケルゼンの法実証主義が、行政主導の官僚制国家を誘導し、自由主義社会の抑圧者になったという20世紀の先進国の現状に対する危機意識が根底にある。著者はその点に穏やかに触れているだけなので目立たないが、自然法やノモスを強調するハイエクが守ろうとしているのは権力的支配、行政統制からの個人的自由である。著者はハイエクの場合、私法的な概念であるノモスが公法的なタクシスやテシスの上位概念であり、統制的規範であることを明確にしている。

著者の貢献は、このようなハイエクの思想の自然法的性格を明確に主張した点にあるが、ハイエクとヒューム、スミスの思想との深い関連を浮き彫りにしつつも、抽象観念は個別具体的な経験に優先するという意味で、カントとも重要な関係があることも指摘し、ハイエクの思想的ルーツの構造的な重層性に注意を促した。意識的経験は分類による重ね焼きであって、人間精神には多様な刺激を認識する鋳型があるというハイエクの認識は、ノモスを普遍的なものとして受け入れる人間本性の素地ともなる重要な認識であった。

第二に著者は、自然法を、哲学者の認識以上に、裁判官の判決と関連付けて理解するハイエクの側面に注意を促した。すなわち、裁判の審理を通じて、長期的過程として、漸次進められる裁判官の法発見が、ノモスの法の発見として重要であるとハイエクが考え、強調していることである。ハイエクによれば、裁判官は立法者でもある。民衆の世論のなかに存在する正義感覚は、権利章典にも盛り込まれているが、そもそも慣習法のなかから裁判官が発見した長期的過程の産物であった。

第三に、ノモスとその秩序としてのコスモスを重視するハイエクを強調するからといって、タクシスやテシスとしての立法行為、行政的指令の社会的意義をハイエクが否定したという解釈は成り立たないこと、後者もまた社会生活が営まれるためには必要であることをハイエクは認めており、問題はその優先順序が逆転しないことにあるということを著者は明確にした。

さらに、偶然の介在する市場こそ自由にとって不可欠であり、運が人生を左右することが、逆説的ながらも、自由を保証するというハイエク思想の根幹が浮かびあがらされている。評価は別として、ハイエクの自由主義は、峻厳な市場の論理、いな人間の条件の深い洞察に立脚していることが、指摘されている。権力批判だけではなく、安易な行政権力への依存、社会正義の幻想も厳しく批判されたことに注意を促す本論文は、ハイエクの自由主義の本質に深く迫るものを持っている。その他、膨大なハイエク研究文献を渉猟し、そのなかからハイエクの思想の中核としての自生的秩序の思想、進化的秩序の思想の特徴を厳密に解釈することによってもたらされた有益な指摘と知見は、逐一指摘できないが、多数ある。

本論文には、しかしまた、疑問もある。ハイエクは伝統や慣習を重視したというが、ノモスとして取り出された伝統や慣習の遺産はどのようなものであり、どのようなものが捨てられたのかの具体論がない。ヨーロッパの近世にあっては封建法や絶対君主制も正面から批判するものであることが、必ずしも十分に強調されていないために、議論が抽象的で単調になっ

ている。裁判官の法発見についても、ここでの議論は民事に関するものであろうが、明示的な説明が不足している。総じて、具体的な説明の省略が多いために、議論が抽象的な水準で展開され、説得力をそこなう結果になっているのが惜しまれる。またハリエクとケインズの共通点を指摘している「おわりに」の部分は再検討の余地を残す。

とはいうものの、本論文は、膨大に蓄積されているハリエク研究のなかにあって、明確に自然法的伝統の継承者としてハリエクを位置づけることに成功したユニークな研究である。よって、本論文は博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認める。

なお、平成20年2月20日論文内容と、それに関連した試問を行った結果合格と認めた。